

# 資料 1

## 生涯学習システム・ガイドライン

社団法人 日本理学療法士協会  
生涯学習部

### 1. 生涯学習システムの必要性

学習過程には、時間、労力、経費などを必要とするのは当然であるが、基本的には自己の成長・成熟のためであることを考えれば、それは貴重な投資となる。私たちの仕事は、患者・家族への教育的アプローチを含んでいる。他者を教育・指導する場合、その前提条件として、自らが学ぶ姿勢を失ってはならない。また、理学療法士として他者のリハビリテーションにかかわるのであれば、自己のリハビリテーションを怠ってはならない。これは生物学的、社会的に変化する自己が、社会や自然環境の中で常に適応することの必要性を意味している。したがって、理学療法士自身が自らの適応性を高める努力をすることが、対象者へのモデルとなる。適応性を高めるとは、基本的に現実を認知し、必要な事柄や事象を学習し続けることに他ならない。日本理学療法士協会(以下、本会)会員全員が自己啓発し、この生涯学習システムを効率的・効果的に活用すれば、社会が期待する理学療法士への要求に応えられるための一助になるであろう。

### 2. 生涯学習システム構築の目的

本会は、昭和41年に110名の会員をもって発足した。過去には希少価値も手伝って、理学療法士の免許取得者であるというだけで、本人の「在り方」はそれほど問われることもなく過ごすことができた。しかし、現状は期待される専門職として、自らに強い問いかけを行わなければならない時代になった。本会の基本目的は、「理学療法士の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、わが国の理学療法の普及向上を図るとともに、国民保健の発展に寄与する」ことである。そこで本会としては、会員の知識や技術において一層の向上を図り、系統的な卒後教育の環境として生涯学習システムを構築することとなった。

### 3. 生涯学習システムの基本理念と枠組み

本会が掲げる生涯学習システムの基本理念は、第1に、新卒の理学療法士に対する、あるべき基本姿勢への理解や資質の向上である。すなわち、理学療法士としての基本的な態度や会員としての意識の高揚、更に将来的な展望などを本会が提示し、国民保健の向上普及に寄与すべく新人会員の資質を高めることである。第2に、理学療

法の専門領域における学術交流の推進と水準の引き上げである。すなわち、広範囲におよぶ理学療法の業務領域を専門別に分類の上、それぞれの領域で活動する会員間の学術交流を推進し、専門領域における水準を高め、且つその領域における指導的役割を担う人材を育成することである。第3は、特に理念としては挙げないが、前述した二つの理念の基盤となる大切な趣旨として、自発的な学習の継続である。

元来われわれ理学療法士の生涯教育は通常、卒前、卒後、生涯の3期に区分されてはいるが、区分はあくまでも便宜的なもので、本来は一貫したものであり、学習者へ働きかける概念として、これらの継ぎ目のない円滑な接続が必要となる。理学療法士として社会に貢献するためには、各自が適切な手段を選んで、生涯を通して自発的に学習を継続する必要がある。学習者に対する生涯学習への動機付けは、一方では新しい、或いは未知なるものへの探求心であり、他方では、よりよい医療などを提供すべきといった使命感などであろう。豊富な教育資源の入手が容易になり、情報化の進んだ現在、自己学習を実行する上での困難はほとんど解消されたとはいえ、それを支援すると共に、独学者の陥りやすい弊害を避けるには、生涯学習システムを整備して適切な学習機会を豊富に提供する必要がある。このような理念に基づいた生涯学習システムの枠組みは、新人教育プログラムに続く生涯学習基礎プログラムと専門領域研究会の設置であった。

### 4. 生涯学習システムの目標

生涯学習システムを構成するのは「新人教育プログラム」と「生涯学習基礎プログラム」および「専門領域研究会」であり、以下にそれぞれの目標を記す。

#### 1) 新人教育プログラム

- (1) 新人会員に対し本会や都道府県士会の組織、役割、歴史等の理解を深める。
- (2) 理学療法士としての職業倫理、人間関係、管理・運営、医療法等の理解を深める。
- (3) 症例・研究報告等の方法論を学び理学療法の科学性を育成する。
- (4) 地域・社会・世界の中における理学療法の動向や立場を認識する。

- (5) 理学療法に関連したトピックスに触れ、その将来展望を模索する。
- (6) 都道府県士会・ブロック学会での症例・研究報告を推進する。

2) 生涯学習基礎プログラム

- (1) 幅広い知識と技術の修得
- (2) 生涯にわたる研修の継続

3) 専門領域研究会

- (1) 学術的発展・交流の推進  
理学療法分野におけるそれぞれの領域を専門的に深め、その集合体としての理学療法の多機能にわたる総合的発展を図る。そして、それぞれの「研究部会」に属する会員の学術的情報交換・研修会および研究発表会を推進する。
- (2) 研究開発と理学療法学の構築  
それぞれの「研究部会」は、研究プロジェクトを含め、会員間の全国ネットワークを活用してデータ等を収集し、国内・外の学術集会や論文および雑誌等に報告する。そして、科学として理学療法学の構築と関連領域の研究開発促進に寄与する。

- (3) 専門理学療法士と講師の育成  
理学療法に関する教育、研究、臨床を通じて後進の育成に資する理学療法士を認定する。それぞれの領域の講習会・研修会の講師資格の条件として「研究部会」に属する会員、「専門理学療法士」認定を受けた会員が望ましい。

5. 新人教育プログラム

- 1) 対象  
本会に入会した会員であり、会員歴10年未満で、新人教育プログラムが未了の者。
- 2) 内容  
新人教育プログラムの内容を以下に示す。
- 3) 管理・規則  
(1) 新人教育プログラムの履修状況の管理は原則として個人管理である。(ただし、都道府県士会においても履修状況を管理する)  
(2) 新人会員には生涯学習手帳と新人教育プログラム教本が無料で提供される。手帳には必要事項を記入

新人教育プログラムテーマ（平成20年1月改訂）

年次	テーマ（科目）	単位	内容・備考
1 年次	1. 協会組織と生涯学習システム	1	本会・都道府県士会の組織と機構および生涯学習システム等
	2. 職業倫理・管理運営	1	医療に関わる組織人としての倫理、管理（医療事故管理を含む）等
	3. 地域におけるリハビリテーション	1	地域ケアにおけるリハビリテーション及び理学療法士の役割等
	4. 理学療法士・作業療法士法および関係法規	1	「理学療法士・作業療法士法」および関係法規（医療事故等安全・訴訟に関する事項も含む）等
	5. 理学療法トピックスI	1	トピックス性のある理学療法理論・治療技術等
	6. 症例検討I	1	症例検討の方法論、シングルケーススタディー等
2 年次	1. 学問としての理学療法と研究方法論	1	理学療法評価や記録、問題解決の思考過程から、科学としての理学療法の確立、研究法、EBM・EBPT等
	2. 人間関係および労働衛生	1	社会・組織・患者・家族等における人間関係・労働衛生（各種ハラスメント）等
	3. 生活環境支援	1	生活環境支援における考え方、新しい関連機器の紹介や訪問指導、住宅改修等
	4. 社会の中の理学療法	1	理学療法に対する認識、社会的責務、理学療法のあり方等
	5. 理学療法トピックスII	1	トピックス性のある理学療法理論・治療技術等
	6. 症例検討II	1	症例検討の方法論（統計手法等）
3 年次	1. 理学療法士と保険制度	1	理学療法士が保健・医療・福祉の中で関わる保険制度等
	2. 生涯学習と理学療法の専門領域	1	生涯学習による専門職としての領域の発展、拡大等
	3. 世界の理学療法	1	世界の理学療法の現状、WCPT、SBR、CBR等（国内での際立った動向でも良い）
	4. 理学療法の教育方法論	1	理学療法士の教育方法論、臨床実習教育、学修成果の評価等（含む臨床実習教育）
	5. 理学療法トピックスIII	1	トピックス性のある理学療法理論・治療技術等
	6. 症例検討III	1	症例報告書および発表会

備考：3年間で症例報告、研究報告、総説などの報告を促し、一人職場では都道府県士会学術部などで指導する。

し、変更の場合はその都度修正する。

#### (3) 新人教育プログラムのテーマについて

単位と年次は表に示したように各年次毎のステップアップを原則とする。都道府県士会によっては実状にあわせて運用する。

他都道府県士会での履修は原則的に認める。

本会が主催した新人教育プログラムの単位は原則認める。

本会及び本会以外の学会、研修会、講習会、研究会などに出席した場合は、都道府県士会が承認した関係テーマであれば単位を履修したものと認めることができる。

#### 4) 手続き(手順参照)

(1) 各単位を履修した場合は、生涯学習手帳を都道府県士会に提出し、検印を受ける。

(2) 3年間の全課程(18単位)が修了したら、「生涯学習手帳」の「新人教育プログラム修了認定申請書」に必要事項を記入し、所属都道府県士会担当者に提出する。

(3) 「新人教育プログラム修了認定申請書」を受け取った都道府県士会担当者は、「新人教育プログラム修了認定書」を会員に授与し、本会事務局に報告する。

(4) 本会会員は新人教育プログラム修了の認定に伴い、翌年度より生涯学習基礎プログラムが自動的に開始となる。

#### 5) 衛星放送による受講について

(1) 衛星放送による「新人教育プログラム」の受講も単位として認める。但し医療福祉チャンネル申請者に限る。

(2) 衛星放送による「新人教育プログラム」の単位認定の範囲は各都道府県士会において決定することとする。

(3) 衛星放送は毎週水曜日、3カ月おきに再放送される。

放送内容は

日本理学療法士協会のホームページ

<http://www.soc.nii.ac.jp/jpta>

医療福祉チャンネル774ホームページ

<http://www.iryofukushi.com>

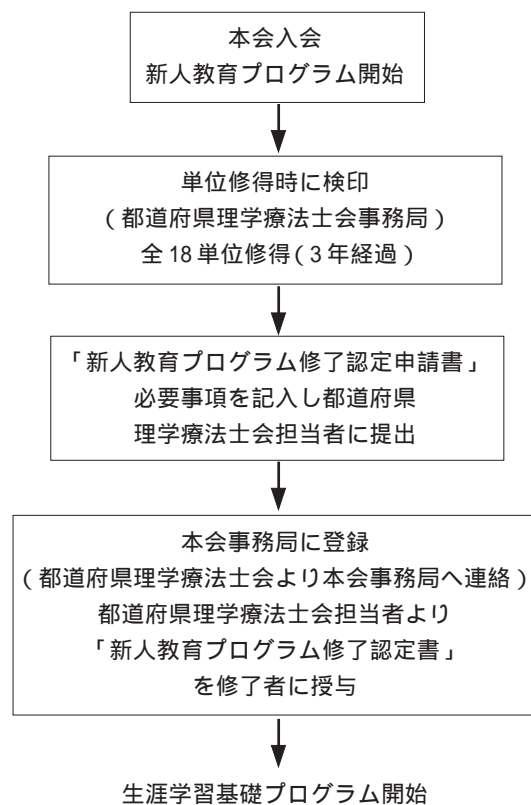
を参照

(4) 衛星放送を利用しての認定単位は、当面年間2単位、特別なケースは3単位とする。

(特別なケース:離島や山間部を含む僻地において、都道府県士会が開催する研修会や講習会への参加が困難で、都道府県理学療法士が認めた場合)

(5) 衛星放送による「新人教育プログラム」の受講手順は次ページに示す。

#### 新人教育プログラム修了認定書受け取りまでの手順



#### 6) 必須教育プログラム

必須教育プログラムは、会員歴10年以上を有しているが、新人教育プログラム未了者が対象。

履修単位は、症例検討、とトピックス、を除いた12単位のうち6単位を取得すること。但し、「生涯学習と理学療法の専門領域」は必修とする。

海外会員(留学、派遣等)については、「世界の理学療法」は免除とする。したがって「生涯学習と理学療法の専門領域」を含む5単位のみ取得となる。

#### 7) 休会、退会者の取り扱い

休会中の会員歴はカウントされないが、継続扱いとする。

退会者が入会する場合は新入会であり、新人教育プログラム18単位の取得が必要となる。

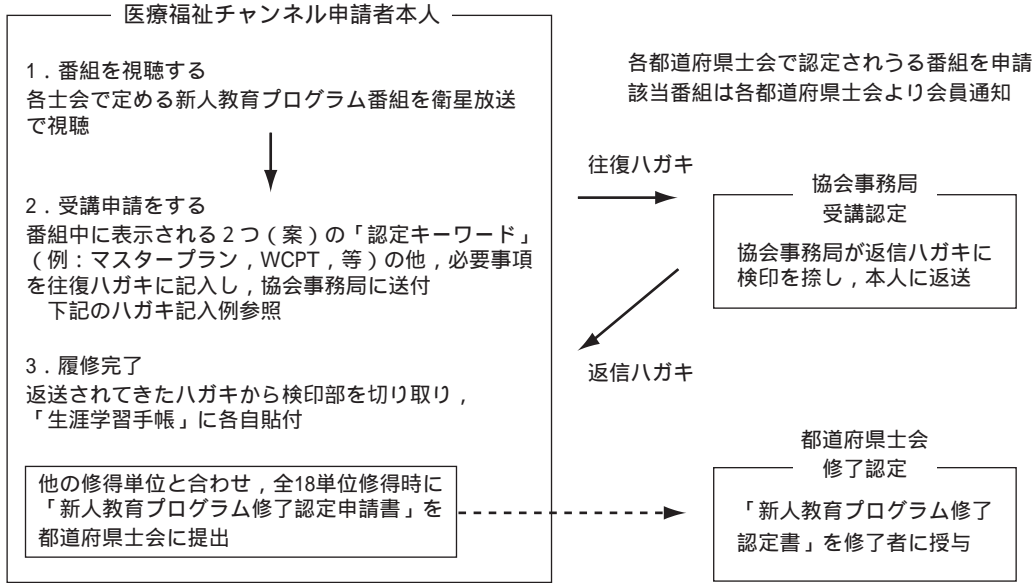
#### 6. 生涯学習基礎プログラム

##### 1) 対象

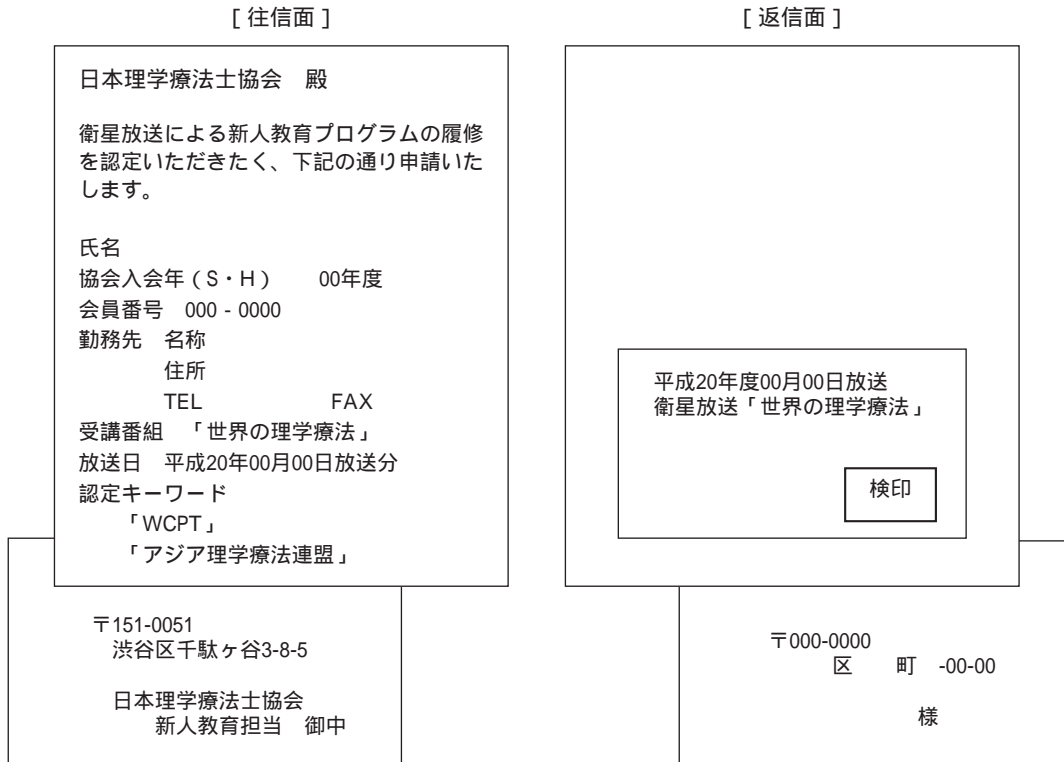
(1) 新人教育プログラムが修了した会員(修了と同時に登録したものとみなす)

(2) 新人教育プログラムを免除された会員(自動的に登録したものとみなす)

< 衛星放送による新人教育プログラム受講申請方法 >



< 衛星放送による新人教育プログラム受講申請ハガキ記入例 >



- ・ 協会事務局側で検印を押し返信。
- ・ 返信されたものを各自手帳へ貼付。

## 2) 内容

「生涯学習基礎プログラム」として5年間で10単位以上を履修することとする。

(1) 参加した場合の単位，筆頭演者で発表した場合の加算単位を以下に示す。

参加単位 / 発表単位

都道府県士会主催の学術集会および研修会などへの参加 ..... 1単位 / 2単位

隣接学際領域の学術集会および研修会などへの参加 ..... 1単位 / 2単位

ブロック主催の学術集会及び研修会などへの参加 ..... 2単位 / 3単位

現職者講習会への参加 ..... 2単位 / 4単位

全国学術集会及び研修会，国際学術集会などへの参加 ..... 2単位 / 4単位

それぞれの専門領域研究部会主催の学術集会及び研修会への参加 ..... 2単位 / 4単位

シンポジストも同様に参加・発表加算とする

なお，「隣接学際領域の学術集会および研修会などの参加」とは

i) 協会ニュースに掲載された学会，研修会，講習会，研究会(本会主催以外)

ii) 日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学会や研究会，及び下記に示す学会，研究会。

全医学会，日本理学診療学会，バイオメカニズム学会，日本平衡神経科学会，日本病院学会，日本パラプレジア医学会，日本神経心理学会，日本健康教育学会，人類動態学会，生理人類学会，日本物理療法学会，運動療法研究会，日本心臓リハビリテーション学会，など。

iii) 関係省庁や地方自治体が主催して行うもの。

iv) 協会非認定研究会(講習会)で単位認定を希望する際は所定の申請手続きを行い本会の認定許可を得る。

### (2) 論文の場合

ISSNの認可のある学術誌に掲載された論文

筆頭者5単位 / 共著者1単位

但し，学会抄録や地方会の学会特集号(発表演題の原稿)はこの限りではない。

依頼原稿，総説論文，著書についても同様に認める。

更新に際しては，論文の目次等証明になるものを添付する。

## 3) 管理

(1) 生涯学習基礎プログラムの履修状況の管理は個人管理である。

各学会，研修会，講習会，研究会に参加した場合は，必ず領収書，参加証等の証明のできるものを保存し，生涯学習手帳に記載すること。

(2) 会員は新人教育プログラム修了後，原則として5年毎(更新年)に更新を行わなければならない。

(3) 更新の管理は協会で行う。ただし，5年毎に更新年を設けて管理する。5年未満の会員は1年で2単位以上の割合で履修し，状況を報告する。

### (4) 手続き

更新年時には更新願に生涯学習手帳の履修状況のコピーを添付する。なお，履修記録に検印のないものについては学会，研修会，講習会，研究会等の出席が証明できるもの(参加証，領収書等)を添付し，本会へ提出する。

更新年は西暦の5の倍数年(2005年，2010年，2015年・・・)とする。

5年毎の更新がされない場合は，5年ごとに-10単位が加算される。

## 4) 衛星放送による単位取得について

(1) 「医療福祉チャンネル774」を視聴している会員に対し，対象番組の視聴を生涯学習の一環とみなし単位を認定する。

(2) 生涯学習プログラム番組の年間視聴による単位認定は1単位/年(5年間で5単位)とする。

<補足>「医療福祉チャンネル774」加入時に1単位認定。

### (3) 対象となる番組

都道府県理学療法士会，ブロック主催の学術集会及び研修会など。

隣接学際領域の学術集会及び研修会など。

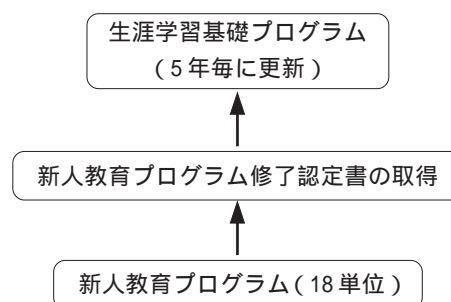
その他，協会で企画，もしくは認定した番組。

### (4) 手続き

「医療福祉チャンネル774」への加入申し込み時に，チャンネルから「登録証明書」を会員へ送付(原則：毎年12月末に送付。よって11月末までに加入した会員がその年度の対象)。

会員は生涯学習基礎プログラムの更新年次にその証明書を生涯学習手帳に添付し，そのコピーを協会へ提出・申請する。

新人教育プログラムと生涯学習基礎プログラムの関係



注意：以下の専門領域研究会および専門理学療法士の項に関しては、平成20年1月現在、専門領域研究部において改訂作業を鋭意進行させています。平成20年度年内には内容が大幅に変更される予定です。変更点に関しては、順次本会ニュースなどで告知していく予定ですので、確認よろしくお願いいたします。

## 6. 専門領域研究会と専門理学療法士の認定

### 1) 専門領域研究会

#### (1) 対象(研究会への登録)

新人教育プログラムが修了、または、免除された会員

生涯学習基礎プログラムを履修している会員

#### (2) 専門領域研究会の内容

以下の7部会がある。

理学療法基礎系研究部会(理学療法学理論、解剖学・運動学・神経生理学・運動生理学・運動発達学等の基礎医学系を含む)

神経系理学療法研究部会(脳卒中、脳性麻痺、脊髄損傷、神経・筋疾患を含む)

骨・関節系理学療法研究部会(切断、スポーツ外傷を含む)

内部障害系理学療法研究部会(呼吸、心疾患、糖尿病を含む)

生活環境支援系理学療法研究部会(健康増進・保健・福祉と地域理学療法、ADL、補助具、福祉機器、環境制御を含む)

物理療法研究部会

教育・管理系理学療法研究部会(臨床実習指導を含む)

#### (3) 管理

各研究部会には事務局を置き、研修会、講習会、研究会等の企画・運営及び連絡、調整を行う。

研究会に入会を希望する会員は、「協会ニュース」等の登録申込書のコピーに必要事項を記入し、申請用紙、新人教育プログラム修了証のコピーを同封して本会に送付する。

9月末までに登録したものはその年度の登録とする。10月以降は次年度の登録となる。

研究会のお知らせ等は原則として協会ニュースにて広報する。

生涯学習基礎プログラムを履修していること。更新しないものは研究会員の資格を失う。

### 2) 専門理学療法士認定制度

「専門理学療法士」は専門領域研究会に登録し、7年間その研究会に所属して一定の条件を満たすと認定が受けられる。

「専門理学療法士」の目的と位置付けは、『生涯学習システムを構築する「新人教育プログラム」と「専門領域研究会」の発足は、理学療法士としてのプロフェッショナルリズムを確立し、国民医療・保健・福祉の向上普及に寄

与することにほかならない。今日、理学療法の対象が広範囲にわたる現状を考慮するとそれぞれの「理学療法専門領域」に精通した「専門理学療法士」を育成し、社会のニーズに応じる必要がある。』ということである。

#### (1) 認定条件

「専門理学療法士」の認定を受けるためには、平成9年度以降は専門領域研究会登録後会員歴が7年を経過していることを第一条件とし、以下の業績を満たすものは申請できることとする(申請は本会事務局)。

7年を経過した者のうち、原則として以下のa)のほか、b), c), d)の3項目のうちいずれかの業績を満たしたものは専門領域研究会に「専門理学療法士」の認定申請を行うことができる。

- a) 規定の「生涯学習基礎プログラム」を履修していること。
- b) 所属する専門領域研究会に関連したテーマで筆頭演者としての報告を2題以上行っているもの。但し、全国大会、国際学術集会での報告を1題以上含むこととする。
- c) 所属する専門領域研究会に関連したテーマで筆頭報告者としての論文を2編以上有するもの。
- d) 上記b), c)に準ずる業績があると研究部会が認めたもの。

#### (2) 手続き

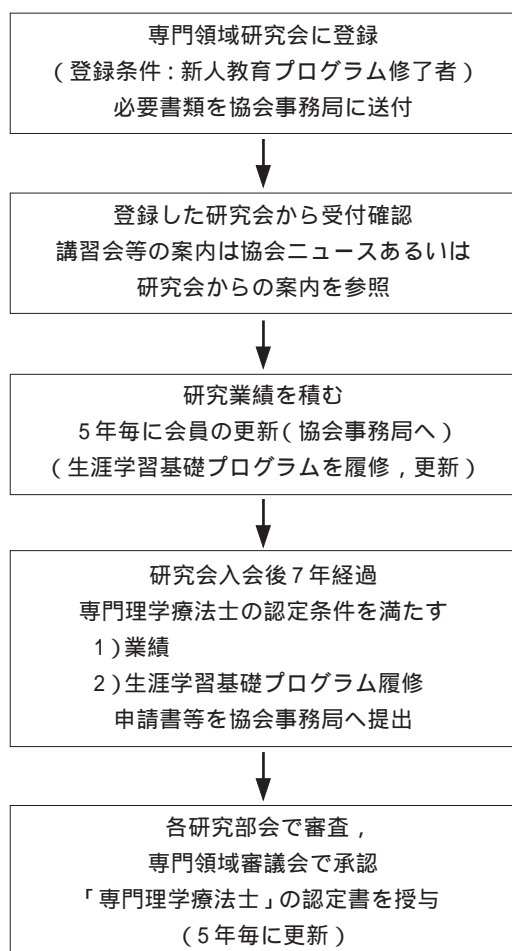
申請時には認定申請書と業績を証明するもの、生涯学習基礎プログラムの履修記録、審査料10,000円の振込領収書のコピー、以上の書類を6セット作成し、協会事務局に提出する。

- i) 業績は論文、学会プログラム(表題、氏名が掲載されている場所)または抄録。ただし、既に他の専門理学療法士認定に申請した業績である論文、学会発表は除外する。
- ii) 審査料の送金方法 郵便振替で送金 口座名 専門理学療法 口座番号 00140-7-62292
- iii) 書類順序: 認定申請書, 業績, 振込領収書, 生涯学習関係証明の各1部を順にしたものを6セット作成し事務局に提出する。
- iv) 2分野以上の申請は、それぞれ、別に提出(審査料も別となる)する。
- v) 用紙の大きさはすべてA4とする。  
受付は随時であるが、規定した時期で締め切る。提出された書類を、各専門領域研究部会で審査した後、専門領域審議会にて承認を受ける。

## (3) 認定更新

研究会会員は原則として5年毎に「専門理学療法士」の更新手続き(更新料3,000円)をすること。更新手続きがなされない場合は資格を失う。  
資格を失ったものが再申請する場合は新規申請と見なされる。

専門領域研究会登録から専門理学療法士申請まで



## 3) 専門領域審議会の構成と組織

- (1) 研究会全体に関わる事項，共通した問題解決など運営事項の審議のため，専門領域研究部に専門領域審議会を設ける。
- (2) 専門領域審議会は，学術局長，教育局長，生涯学習部長，専門領域研究部長，各専門領域研究会長にて組織され，その任にあたる。
- (3) 審議会長は専門領域研究部長があたり，構成員の中から副議長1名を指名する。
- (4) 各研究会に，その運営にあたる研究会運営委員会を設ける。
- (5) 研究会運営委員会はそれぞれ10名以内の運営委員により構成する。
- (6) 専門領域審議会は以下の役割を担う  
学術大会，全国研修会，その他講習会等での企画の調整を図る。  
プロジェクト研究の企画調整，審議を行なう。  
「専門理学療法士」の承認。  
専門理学療法士に関わる事項の検討を行なう。
- (7) 研究会運営委員会は以下の役割を担う  
講習会，研修会，研究発表会等の研究会の企画・運営  
研究プロジェクトの企画  
「専門理学療法士」の審査  
その他，研究会の発展に関わる諸事項の検討

附：このガイドラインは，平成10年9月5日より施行する。

平成10年12月5日一部改正  
平成13年4月1日一部改正  
平成13年10月4日一部改正  
平成15年11月2日一部改正  
平成19年12月1日一部改定

<協会非認定研究会登録申込用紙>

平成 年 月 日

社団法人日本理学療法士協会 会長 殿

研究会(講習会)  
代表者

### 「生涯学習基礎プログラム」単位認定研究会申請書

今回「生涯学習基礎プログラム」単位認定研究会(講習会)として申請いたしますので、ご検討のうえ認定頂きますようお願いいたします。

参加者募集のため、協会ニュースに講習会(研究会)案内を掲載します(掲載料:2万円)。

#### I 申請する講習会

- 1)講習会(研究会)の名称:
- 2)開催予定年月(複数回分可):
- 3)参加予定人数:( 名)
- 4)他都道府県士会からの参加(可・不可)

#### II 主催者

- 1)団体の名称
- 2)目的
- 3)規約(内規)(有・無)  
規約(内規)がある場合は同封してください。
- 4)会員構成について(どちらかに をしてください)  
運営の主体はどちらですか?(協会員・他職種)  
他職種の場合は具体的な職名をご記入ください。(職: )  
研究会会員数はどの程度ですか?( 名)  
(内理学療法士が50名以上いること)
- 5)年1回以上の開催の有無(有・無)
- 6)過去3年間の実績及び内容

平成 年 月 日 開催地: 都道府県: 市町村(区):

開催内容:

参加人数:

平成 年 月 日 開催地: 都道府県: 市町村(区):

開催内容:

参加人数:

平成 年 月 日 開催地: 都道府県: 市町村(区):

開催内容:

参加人数:

足りない場合は裏面に添付願います。

以上申請いたします。

会員番号 -

申請者氏名

連絡先住所 〒

(事務局) TEL: FAX:

E-mail:

連絡代表者

返信用はがきを同封してください。

## 専門領域研究部会登録申込書

私は、下記の専門研究部会に登録したく、関係書類を添えて申し込みます。

平成 年 月 日

入会年度(S・H) 年度 会員番号 -

勤務先 名称: \_\_\_\_\_

住所: 〒 \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

添付書類:

- [1] 新人教育プログラム修了認定書の写し(昭和60年度以前の入会者は不要)
- [2] 生涯学習基礎プログラム履修記録の写し
- [3] 返信はがき(宛名に本人の住所、氏名記入)

希望箇所に を記入: 複数希望も可能

研究部会名	登録	その他
理学療法基礎系研究部会		
神経系理学療法研究部会		
骨・関節系理学療法研究部会		
内部障害系理学療法研究部会		
生活環境支援系理学療法研究部会		
物理療法研究部会		
教育・管理系理学療法研究部会		

注: 9月末までに登録した会員はその年度の登録となる。10月以後は次年度の登録となる。

提出先: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-8-5

社団法人 日本理学療法士協会 事務局宛

平成 年 月 日 受付番号 \_\_\_\_\_

## 専門理学療法士の認定申請書

私は、下記の専門理学療法士として認定いたしたく、審査料10,000円と関係書類を添えて申し込みます。

勤務先 名称: \_\_\_\_\_

住所: 〒 \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

会員番号 - 氏名 \_\_\_\_\_ 印

審査を希望する専門分野の番号に を付ける(1箇所のみ)

1. 理学療法基礎系研究部会
2. 神経系理学療法研究部会
3. 骨・関節系理学療法研究部会
4. 内部障害系理学療法研究部会
5. 生活環境支援系理学療法研究部会
6. 物理療法研究部会
7. 教育・管理系理学療法研究部会

協会入会年:(S・H) 年度

研究会登録年:平成 年度

新人教育プログラム修了認定年:平成 年

業績(1. 論文:表題, 雑誌名, 巻号頁年 2. 学会発表:表題, 学会名, 発表年, 場所 3. その他)

論文, 学会, その他の順に記載

提出書類(以下の書類を6部作成。大きさはA4)

1. 認定申請書と業績を証明するもの
2. 生涯学習基礎プログラムの履修記録(生涯学習手帳の履修記録:5年間で10単位)  
学習印がないものは可能な限り証明できるものを添付(領収書, 修了書などのコピー)
3. 審査料10,000円の振込領収書のコピー

注:1分野ごとに,申請書および添付書類を作製する。

申請資格及び認定条件を熟読しておくこと。  
更新は5年ごとに行う(更新料3,000円必要)。

## 生涯学習基礎プログラム更新申請書

( 専門領域研究会の更新含む )

私は、生涯学習基礎プログラムの履修状況を報告いたしますので、更新をお願いします。

平成 年 月 日

入会年度( S・H ) 年度 会員番号 -

勤務先 名称: \_\_\_\_\_

住所: 〒 \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 度	履修単位	1) 協会入会年度	昭, 平 _____ 年度
平成 年度	_____ 単位	2) 新人教育プログラム修了年度	平成 _____ 年度
平成 年度	_____ 単位	3) 専門領域登録年度	平成 _____ 年度
平成 年度	_____ 単位	4) ペナルティ単位	有 ・ 無 _____ 単位
平成 年度	_____ 単位		
平成 年度	_____ 単位		

合 計 \_\_\_\_\_ 単位

( 必要な単位 : 10 単位以上 )

前回更新者はペナルティ単位加算

### 提出書類

- [ 1 ] 申請書
- [ 2 ] 生涯学習手帳(履修記録)のコピー: 認定印がないものは, 可能な限り証明ができるものを添付(領収書, 参加証, 修了書等のコピー)
- [ 3 ] 返信はがき(表に送付先の住所, 氏名を記載)

社団法人 日本理学療法士協会

## 倫理規程

日本理学療法士協会は、本会会員が理学療法士としての使命と職責を自覚し、常に自らを修め、律する基準として、ここに倫理規程を設ける。

### 基本精神

1. 理学療法士は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別などのいかにかわらず、平等に接しなければならない。
2. 理学療法士は、国民の保健、医療、福祉のために、自己の知識、技術、経験を社会のために可能な限り提供しなければならない。
3. 理学療法士は、専門職として常に研鑽を積み、理学療法の発展に努めなければならない。
4. 理学療法士は、業務にあたり、誠意と責任をもって接し、自己の最善を尽くさなければならない。
5. 理学療法士は、後進の育成に努力しなければならない。

### 遵守事項

1. 理学療法士は、保健、医療、福祉領域においてその業の目的と責任のうえにたち治療と指導にあたる。
2. 理学療法士は、治療や指導の内容について十分説明する必要がある。
3. 理学療法士は、他の関連職種と誠実に協力してその責任を果たし、チーム全員に対する信頼を維持する。
4. 理学療法士は、業務上知り得た情報についての秘密を守る。
5. 理学療法士は、企業の営利目的に関与しない。
6. 理学療法士は、その定められた正当な報酬以外の要求をしたり收受しない。

(昭和53年5月17日 制定)

(平成9年5月16日 一部改正)